帯広大谷短期大学　障がいのある学生の修学支援に関する基本方針

１．　基本方針

帯広大谷短期大学（以下「本学」という。）は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号)、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）の定めに則り、建学の精神に基づき、障がいのある学生（以下「障がい学生」という。）の修学のために必要かつ適切な合理的配慮を行い、全ての学生が平等な教育を受けることができるよう、修学環境の整備と学生支援を行う。

２．　支援の対象

支援の対象となる学生は、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、内部障がい、発達障がい等及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生又は本学に入学を希望する受験生で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性を本学が認めたものをいう。

３．　支援の範囲

障がい学生の支援の範囲は次のとおりとする。

(1) 入学試験における配慮
(2) 修学上の支援
(3) 学内での生活支援
(4) 就職活動に関する支援
(5) その他学長が認めた支援

４．　支援内容の決定

支援内容は、障がい学生からの支援要請を受け、個々のニーズに応じて検討する。支援内容の決定は、具体的支援内容について本人との十分な対話に基づいた合意形成と共通理解のもとで行う。

また、支援内容の決定および具体的計画等については、学生支援委員会と教務委員会が連携して検討を行う。また、受験生からの要請を受けた入学試験における配慮については、入試広報委員会がこれを検討する。

５．　支援体制

学生が所属もしくは志願する学科等と学生支援委員会、教務委員会、入学試験に関しては入試広報委員会、必要に応じて保健室会議や学生相談室等、関係部署が緊密に連携して支援を行う。

６． 成績評価

成績評価については全ての学生が同一の基準で行う。

７． 施設・設備

全ての学生が安全に生活し、学びに集中することができる修学環境づくりに努める。

８． 個人情報

障がい学生の支援に関して業務上知り得た個人情報は、「帯広大谷短期大学個人情報の保護に関する規程」に基づき適正に取り扱い、みだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

９． 制定・改廃

この方針の改廃は、短期大学運営会議の承認を必要とする。

附　則

１　この方針は、2026（令和 8）年 3 月 19 日に成立し、2026（令和 8）年 4 月 1 日から施行する。